

# 申請概要

## 1 申請者

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 大竹 伸一

## 2 申請年月日

平成24年5月8日

## 3 実施時期

認可後、速やかに実施。

## 4 主な変更内容

本件は、既に新規利用の受付が停止されている次の各機能の各品目について、契約回線数が0となり、当該品目を利用する接続事業者が存在しない状態となったことから、これを廃止するため、接続約款に所要の規定整備を行うものである。

A. 通信路設定伝送機能の一般専用に係るもの（一般専用サービス）のうち、

- ①48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの
- ②200bit/sの符号伝送が可能なもの（※1）

B. 通信路設定伝送機能の高速デジタル伝送に係るもののうち、Yインタフェース（※2）に係るもの

※1 接続約款上は「上記以外のもの」の区分に分類されている。

※2 国際標準（Iインタフェース）によるサービス提供前に、NTT独自のインタフェースにより提供を開始したサービス。

### 今回廃止される品目の概要

廃止品目		新規販売 停止時期	契約回線数が 0となった時期
通信路設定伝送機能 一般専用に係るもの	48kHzの周波数帯域を用いて伝送 するもの	平成3年3月	平成23年4月
	200bit/sの符号伝送が可能なもの	平成2年7月	平成23年4月
通信路設定伝送機能 高速デジタル伝送に係るもののうち、 Yインタフェースに係るもの		平成18年4月	平成24年1月

## 5 諮問を要しない理由

本件は、既に新規利用の受付が停止されている品目について、契約回線数が0となったことから廃止するものであり、当該機能を利用する接続事業者は存在しないことから、当該機能の廃止により特段の支障が生じるものとは考えられない。

このため、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号（平成 20 年 9 月 30 日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。